

令和5年第2回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和5年2月28日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和5年2月28日(火) 午後2時00分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 7 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 8 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 9 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 10 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 11 号 農地の改良に係る届出について
- 7) 議案第 6 号 農用地利用集積計画の一部取消しについて
- 8) 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 9) 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 10) 議案第 9 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 10 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 12) 議案第 11 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 13) 議案第 12 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の策定に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和5年2月28日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和5年2月28日(火) 午後2時00分			
	閉 会	令和5年2月28日(火) 午後2時55分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	欠	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	欠
17	飯島 三喜男	欠	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	欠
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	小林 豊			
	主査	山口 圭一			
参 与	農業振興課 農業用地係長	金井 辰裕			
	農業振興課 主任	高山 直裕			

会 議 件 名		て ん 末	
議	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から令和5年第2回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の出欠席委員のご報告をいたします。</p> <p>議席番号4番柴崎委員、議席番号17番飯島委員、議席番号21番塚原委員が欠席でございます。</p> <p>従いまして、委員24名中21名の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>農地利用最適化推進委員につきましては、16人中14人の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。</p> <p>また、本日より、議案等の説明を行う通常総会の形に戻させていただきますたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長をお願いいたします。</p>
	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号18番小暮委員、議席番号19番今井委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第11号「農地の改良に係る届出について」までを一括して事務局より報告していただきます。</p>
進		事務局	<p>はい。それでは、事務局より報告させていただきます。</p> <p>【報告第6号～報告11号についてそれぞれ概要を説明】</p>
		事務局	<p>報告案件につきましては、以上となります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。ありがとうございました。ただ今事務局より報告がありました本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p> <p>なお、報告第11号は農地改良でありますので、指導委員を指名いたします。議席番号6番 大澤慶三委員、農地利用最適化推進委員の馬場委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>指名された委員につきましては農地改良の指導をよろしくをお願いいたします。</p>
行	議案第6号 「農用地利用集積計画の一部取消しについて」	議 長	<p>次に、議案書の23ページ、議案第6号「農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは議案書23ページ、議案第6号「農用地利用集積</p>
状			
況			

会議件名		て ん 末	
会 議		事務局	計画の一部取消しについて」、事務局より説明いたします。 【議案第6号について概要を説明】 農用地利用集積計画の一部取消しについての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議長	それでは、本議案について審議を行います。この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声) 議長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 議長 意見がございませんので、本件は原案どおり決します。
進 行 状 況	議案第7号 「農用地利用集積計画の決定について」	議長	次に、議案書の24ページ、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書24ページ、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。 【議案第7号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議長	はい。ただいま事務局より説明のありました本件のうち、整理番号34番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。農地利用最適化推進委員の野辺委員、お願いします。
		野辺委員	はい。整理番号34番の借受人の新規就農について報告いたします。2月17日に、私と安藤会長、下田委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。借受人は、滋賀県から家族で移住し農業を営むものです。滋賀県では母の農業の手伝いと、研修をかねて農園で就労しましたが、近くにまとまった畑がないことから、他県で新たに農業を始めたいと考え、畑の多い深谷市を選定したとのことです。インターネットを利用し、農地ナビで不耕作の農地を探して、自ら所有者と連絡をとり、農地、農業用物置兼作業所、トラクターを借り受けることになったとのことです。労働力は、本人と母の2人です。作物構成は、オクラ、きゅうり、ナスなどの露地野菜です。基本装備の耕耘機や農業用資材は、滋賀県から運んでくるとのことです。販路は、農業協同組合や卸売市場、生活協同組合を検討しているとのことです。以上のことから、必要な装備や技術指導の支援を受けることができ、営農意欲もあることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。深谷市に移住し就農してくれることは喜ばしいことですので、頑張ってもらいたいと思います。報告は、以上となります。

会議件名		て ん 末	
会 議		議 長	はい。野辺委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
進 行 状 況	議案第8号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の37ページ、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書37ページ、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。 【議案第8号について概要を説明】
		事務局	農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議 長	はい。続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。 議席番号6番大澤慶三委員、お願いします。
		大澤委員	はい。3条現地調査の報告をいたします。2月14日に、私と下田委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号1番、2番の譲受人の経営地では、いずれも耕作・管理がおこなわれておりました。また、申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上2件につきましても、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。
		議 長	はい。大澤委員、ありがとうございました。 続きまして、議席番号8番小嶋委員、お願いします。
		小嶋委員	はい。報告いたします。2月14日に、私と関根委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号3番の譲受人の経営地では、いずれも耕作・管理がおこなわれておりました。また、申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上1件につきましても、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。
		議 長	はい。小嶋委員、ありがとうございました。 それでは審議に移りますが、整理番号3番につきましても、議席番号□□番〇〇委員に関係する案件となりますので、〇〇委員には一時退室を求めます。

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況		議 長	(〇〇委員 退室) それでは、整理番号3番につきまして審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
			(委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。
			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 〇〇委員、入室してください。
			(〇〇委員 入室)
		議 長	それでは、その他の案件につきまして審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
			(委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。
			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第9号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の38ページ、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局よりご説明させていただきます。
			【議案第9号について概要を説明】
		事務局	農地法4条の許可申請承認につきましては以上2件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
			(委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。
			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第10号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の39ページ、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。
			【議案第10号について概要を説明】
		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては以上です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議 長	それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			(石川委員、挙手)
		議 長	はい。石川委員。
		石川委員	ここは前に社会福祉施設を建てるという場所ですよ。その場所だったですよ。今度は駐車場ということで宅地申請しまして、宅地申請した後に、また施設が建つという話になることはないのでしょうか。
		議 長	はい。事務局説明をお願いします。
		事務局	はい。今回の土地に関しましては、以前に出た社会福祉施設の北側の土地になりまして、以前承認をいただいた施設の北側の土地に、別の宅地部分に老人福祉施設が建ちまして、道を挟んだ今回の申請地を駐車場として利用したいという申請になっております。ですので、以前の申請の場所とは別の場所になります。近いですけど、道を挟んだ北東の土地になっています。今回の申請で駐車場として利用しますので、その後に建物が建ったり、社会福祉施設が建つということは、今のところ計画はないということになります。
		議 長	ただいまの事務局からの説明でよろしいですか。
		石川委員	わかりました。 では、今まで太陽光が建つ後に福祉施設が建つ土地っていうのはどうなっているのでしょうか。また太陽光が建つっていうことなんではないでしょうか。それを宅地にするっていうことでしたよね。違いましたかね。
		事務局	以前の件ですか。
		石川委員	太陽光が建つところに変更申請をして、それで宅地申請した後に太陽光ではなく、施設が建つという話がありましたよね。それっていう話はもうなくなったということになるのでしょうか。
		事務局	そちらはこれから建つ予定になっております。
		石川委員	施設は建つのですね。
事務局	はい。		
石川委員	建つことになったんですか。		
事務局	はい。現地はまだ工事が入っていない状態ですが。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	石川委員	畑から宅地になったってことですね。	
	事務局	建物が建たないと登記は宅地に変更ができないので、まだ登記の地目自体は畑になっていると思います。	
	石川委員	申請は許可になったってことですね。	
	事務局	はい、農転の許可でよろしいですか。	
	石川委員	農転の許可っていうか、その施設が建つっていうことは許可になったってことですか。	
	事務局次長	施設に対する許可についてはわかりませんが、農転は許可になっています。	
	石川委員	ということは、その農地が転用しまして宅地にした後に、その申請した施設が建つっていうことになりますよね。	
	事務局	そうですね。	
	石川委員	話がちょっとおかしいでしょうか。	
	事務局	農地転用は、今回許可が以前に出ていますので、あとは計画者が粛々と計画を進めていただくことになります。	
	事務局次長	すいません。以前、去年でしたか、許可になりました。農地転用の方は許可になっておりまして、その後施設の計画がどう進んでいるのかについてはこちらではわからないんですけども、聞いた話では県の方に申請をして、建てる方向で進んでいるということは聞いておりますが、詳しい状況はわかりません。	
	議 長	よろしいでしょうか。	
	石川委員	では、県の方で許可がなったということですね。	
	事務局次長	許可になったというのは、児童福祉法の関係の許可なのかどうかわかりませんが、協議はしていると思います。 ちなみに、今の土地は児童養護施設とは関係のない土地です。全然違うところが駐車場として使うという今回の申請は、その児童養護施設の駐車場ではないです。これは老人福祉施設が隣にできて、その老人福祉施設の駐車場としての申請です。今回の申請に関してはですね。	
	石川委員	畑を見ると一角なんですよ。	
	事務局次長	道を挟んだ北東の土地になりますよね。 消防小屋とか建っているところです。	
	石川委員	そうなんですよ。 道の一つ隔てて、一角の土地なんですよ。 資料を見てもらえればわかるんですけど、施設の建つところと道沿いのところの施設が建つ駐車場というのは、一角の〇〇〇〇さんの土地なんですよ。	
	事務局次長	所有者が同じだということですね。	
	石川委員	だから私たちはそこが一角というように認識していたものですから。わかりました。ありがとうございました。	

会議件名		て ん 末	
会 議		議 長	はい。他に質問はございますかね。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
進 行	議案第11号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の40ページ、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 【議案第11号について概要を説明】 農地法5条の許可申請につきましては以上20件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議 長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
状 況	議案第12号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 及び深谷市荒川中部地域の 農業の振興に関する計画の 変更に係る意見について」	議 長	次に議案書の45ページ、議案第12号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課の説明を求めます。
		農業振興課	それでは、議案第12号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見について」を農業振興課よりご説明させていただきます。 【議案第12号について概要を説明】 以上、議案第12号の説明となります。農用地利用計画の変更も、27号計画の変更も、農業委員会の意見を聞くこととされているため、本議案を提出するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会議件名		て ん 末	
議 進		議長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。
行		議長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案 に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
状	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和5年第2回定例総会を閉会いたします。
況			

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年2月28日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 小暮 次男

署名委員 今井 順子